

中川下流だより



国土交通省関東地方整備局
江戸川河川事務所
中川下流出張所発行
東京都葛飾区高砂1-3-15
電話(03)3694-2757
2008年12月10日【第5号】

八潮市木曾根及び、鶴ヶ曽根地先の築堤工事の現況について

フラワーパーク周辺の状況



H19 木曾根下流築堤工事 (工期 H20.9.17~H21.03.19)

堤防の雨水排水のためのU字溝を民地の方々のご協力を頂き施工しています。また、堤防の土に使用する河川敷の土を掘削し、盛土しています。工事により通行止めになった箇所があり、フラワーパーク周辺を散歩などで利用されていた方々には大変ご不便をおかけしますが、ご協力お願いします。

H19 木曾根上流築堤工事 (工期 H20.10.10~H21.03.19)

共和橋上流で築堤土を掘削し共和橋の上下流に盛土しています。この箇所も堤防を散歩していた方々には通行止めで大変ご迷惑をおかけしていますが、ご協力お願いします。

H19 鶴ヶ曽根築堤工事 (工期 H20.10.02~H21.03.31)

持昌院付近の地盤改良のためのボーリングと、施工ヤード及び重機の進入路の整備をしています。地盤改良は年明けから施工の予定です。



葛飾区西水元地先の河岸を補修しました

葛飾区西水元地先(中川左岸16.9k付近)の河岸は2~3年前より出水及び波浪により覆土箇所が洗掘を受け右写真のとおり覆土下のブロック護岸が露出している状況でしたが、このたび復旧しました。復旧方法は他工事で発生したコンクリートがらを砕き、網状の袋に詰めた重さ約1トン程度の袋詰め根固めを設置し、その上に割ぐり石をかぶせました。施工中は歩行者の皆さんが迂回に協力して頂いたことで無事完了することが出来ました。ありがとうございました。



11月の河川法申請受付件数

河川法の条項等	H20年11月	H20年11月迄	H19年度
第24・26条	5件	29件	62件
第55条	1件	18件	31件
一時使用	2件	16件	30件
その他	0件	0件	4件

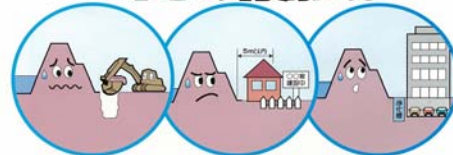
河川法第24条	土地の占用許可
河川法第26条	工作物の新築などの許可
河川法第55条	河川保全区域での行為の制限
一時使用	河川の一部を一時使用

☆堤防の近くで盛土や掘削を行う場合には、河川法の手続きが必要となる場合がありますので、出張所に確認をお願いします。

河川法の申請様式がダウンロードできます 簡単な説明資料も入っています

江戸川河川事務所のホームページから河川法24条、26条、55条などの申請様式がダウンロード出来るようになりました。(ワード、一太郎、PDF)『川の利用促進』のなかの『許認可事務』をご覧ください。

これらの行為には



事前の許可が必要です!!

中川の堤防に遊歩道が整備されます

舗装の色、横断防止柵の形状は現在検討中です。

完成イメージ



整備前



写真：足立区提供

足立区では中川の右岸飯塚橋上流（大谷田一丁目）から六木三丁目の間（約2.2km）の堤防天端を今年から4カ年で遊歩道として整備していきます。予定では完成イメージのとおり今まで草が生えたり、雨が降ったりすると歩きづらかったものが散歩やサイクリングが楽しめる遊歩道となるそうです。遊歩道のほかに周辺道路へ横断するための横断歩道や、歩道上の灯りを確保するため横断防止柵の中に照明を設置するなど、様々な検討を行っていき、今年度分の工事の実施は12月頃から来年2月頃の予定だそうです。

中川下流出張所管内図



あ と が き

江戸川河川事務所では11月28日（金）に工事安全協議会を開催し、現在管内で施工している請負業者及び職員など約100名が参加しました。会議では関東地整管内の工事発生状況の説明、東京電力から送配電線付近の安全作業についての講話や、河口支部からは維持業者の安全対策の事例紹介などがあり他工事にも大変参考となる内容でした。これから年度末にかけ工事が繁忙期に入り、工事の安全管理、特に第三者傷害事故防止にも努め、無事故無災害を目指し工事を完成したいと思います。



当出張所で応募したポスターが優秀作品として表彰されました！

会議の様子



ポスターで表彰された方々

